

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」

将来のために考えよう 国民年金

毎年11月は、年金の意義や役割を理解してもらい、年金を身近に感じていただくための「ねんきん月間」です。また、11月30日は、自身の年金記録などから老後の生活設計を考えていただくとする「年金の日」です。
この機会に自分や家族の将来のため、もう一度年金について考えてみましょう。

公的年金制度の役割と種類

公的年金制度は▽老後を迎える人▽病気やけがで障がいが残った人▽生計を維持していた人に先立たれた人―などを、みんなで支え合う仕組みです。公的年金の保険料を納めていくことで、生涯にわたる安心を得ることができます。

公的年金制度には、国民年金と厚生年金があります(平成27年10月1日から、これまでの共済年金は厚生年金に統一されました)。国民年金は、日本に住んでいる

20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度で、基礎年金とも呼ばれています。厚生年金の加入者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

国民年金の加入者

国民年金に加入している人のことを被保険者といい、その種類は、第1号、第3号に分かれます。

■第1号被保険者
自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)

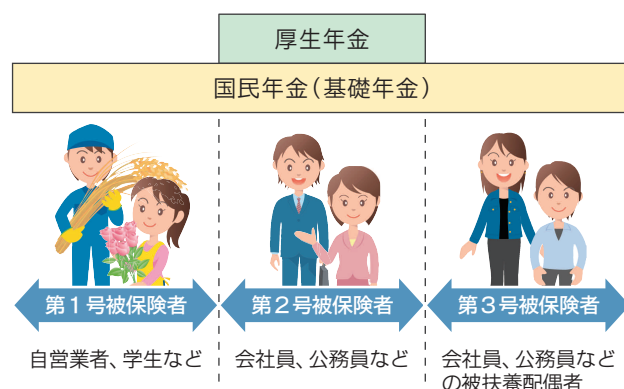
■第2号被保険者

会社員や公務員などで厚生年金に加入している人

■第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている妻または夫

□年金制度の体系図



国民年金の種類

国民年金には次の3種類があります。

■老齢基礎年金

原則65歳から生涯にわたり受け取ることができる年金です。

▽受給要件：保険料を納めた期間と免除された期間などの合計が原則25年以上あること(20歳から60歳までの40年間、保険料を納めると満額が受給可能)

■障害基礎年金

国民年金に加入している人や、60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない人が、病気やけがで障がいが残ったとき、障がいの程度によって受け取ることができる年金です。

▽受給要件：初めて診察を受けた月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料

ねんきんネットで未来設計始めませんか

「ねんきんネット」は、自分の年金記録や年金見込み額をインターネットから確認できるサービスです。ねんきんネットを活用し、自分の未来のことを考えてみませんか。

■年金ネットでできること

▶24時間いつでも利用可能

パソコンやスマートフォンから24時間いつでも最新の年金記録が確認できます

▶年金記録のデータベースを検索

持ち主の分からない年金記録のデータベースを検索し、自分の年金記録の漏れや誤りを発見できます

▶年金見込み額を試算

これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定し、年金見込み額を試算できます

▶各種通知書の確認・保存

ねんきん定期便や年金振込通知書などの各種通知書を確認・保存することができます

▶提出する届け書をパソコンで作成

日本年金機構に提出する一部の届け書をパソコンで作成し、印刷することができます



■ねんきんネットを利用するには

ねんきんネットの利用には、ユーザーIDの取得(利用登録)が必要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください

▶パソコンの場合は「ねんきんネット」で検索
[http://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html]

▶スマートフォンの場合は、右のQRコードを読み取り



■遺族基礎年金

国民年金に加入している人が亡くなったとき、残された家族のうち、子ども(※)がいる配偶者または子ども(※)が受け取ることができる年金です。

※「子ども」：18歳に達した後、最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で一定の障がいのある子ども

▽受給要件：死亡した月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納めているか免除などになっていること、または死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

保険料の納付を忘れずに

本年度の第1号被保険者の国民年金保険料は月額1万5590円です。保険料の未納が多いと年金

【問い合わせ】

■ねんきんネットなどについて

▷ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555)

▷花巻年金事務所(☎23-3351)

■保険料免除制度などについて

▷本庁国保医療課(☎24-2111内線263)

▷各総合支所健康福祉係

大 迫(☎48-2111内線143)

石鳥谷(☎45-2111内線228)

東 和(☎42-2111内線221)

